

教育委員会 規則番号	教育委員会規則名	公布年月日
教育委員会 規則第1号	さいたま市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則	令和3年1月22日
教育委員会 規則第2号	さいたま市立高等学校通則の一部を改正する規則	令和3年1月22日
教育委員会 規則第3号	さいたま市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則	令和3年3月23日
教育委員会 規則第4号	さいたま市立高等学校通則の一部を改正する規則	令和3年3月23日
教育委員会 規則第5号	さいたま市立中等教育学校管理規則の一部を改正する規則	令和3年3月23日
教育委員会 規則第6号	さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	令和3年3月30日
教育委員会 規則第7号	さいたま市教育委員会押印を求める手続の見直しのための関係規則の整理に関する規則	令和3年3月30日
教育委員会 規則第8号	さいたま市教職員健康審査会条例施行規則の一部を改正する規則	令和3年3月30日
教育委員会 規則第9号	さいたま市教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	令和3年3月30日
教育委員会 規則第10号	さいたま市立舘岩少年自然の家附属職員宿舎管理規則の一部を改正する規則	令和3年3月30日

さいたま市教育委員会規則第1号

さいたま市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則（平成13年さいたま市年教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
様式第1号（第2条、第16条関係）							様式第1号（第2条、第16条関係）						
入学準備金・奨学金貸付申請書							入学準備金・奨学金貸付申請書						
<div style="text-align: right;">年 月 日</div> （あて先）さいたま市教育委員会 申請者 次のとおり、入学準備金・奨学金の貸付けを受けたいので申請します。													
(申請者)	生徒・学生	ふりがな 氏名		年 月 日生 ( 歳)			保護者	ふりがな 氏名	<u>㊦</u>	年 月 日生 ( 歳)			
		住所	(電話番号)		(〒 )				住所	(電話番号)		(〒 )	
保護者	生徒・学生	ふりがな 氏名		年 月 日生 ( 歳)			保護者	ふりがな 氏名	<u>㊦</u>	年 月 日生 ( 歳)			
		住所	(電話番号)		(〒 )				住所	(電話番号)		(〒 )	
[略]							[略]						
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
上記のとおり、入学準備金・奨学金の貸付けを受けたいので申請します。 なお、入学準備金・奨学金の貸付けの審査に必要な場合は、教育委員会が住民票及び市民税賦課資料を閲覧すること、ならびに母子・							合 計						

父子・寡婦福祉資金貸付制度を利用しているか  
確認することに同意します。

年 月 日

(あて先) さいたま市教育委員会

申請者 (本人自署)

保護者 (本人自署)

様式第5号 (第8条、第16条関係)

入学準備金・奨学金返還免除申請書

年 月 日

(あて先) さいたま市教育委員会

申請者

住所

氏名

電話番号

借受人との関係 ( )

連帯保証人

住所

氏名

電話番号

[略]

様式第5号 (第8条、第16条関係)

入学準備金・奨学金返還免除申請書

年 月 日

(あて先) さいたま市教育委員会

申請者

住所

氏名

印

電話番号

借受人との関係 ( )

連帯保証人

住所

氏名

印

電話番号

[略]

様式第9号 (第11条関係)

誓約書

年 月 日

(あて先) さいたま市教育委員会

住所

在学学校名

氏名

[略]

様式9号 (第11条関係)

誓約書

年 月 日

(あて先) さいたま市教育委員会

住所

在学学校名

氏名

印

[略]

## 附 則

この規則は、令和3年2月1日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第2号

さいたま市立高等学校通則の一部を改正する規則

さいたま市立高等学校通則（平成13年さいたま市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
学科 男・女・共学 生徒定員 名称	全日制の課程			学科 男・女・共学 生徒定員 名称	全日制の課程		
	学科	男・女 共学 の別	生徒 定員		学科	男・女 共学 の別	生徒 定員
さいたま市立浦 和高等学校	普通科	共学	<u>960人</u>	さいたま市立浦 和高等学校	普通科	共学	<u>1000人</u>
さいたま市立浦 和南高等学校	[略]			さいたま市立浦 和南高等学校	[略]		
さいたま市立大 宮北高等学校	普通科	共学	<u>840人</u>	さいたま市立大 宮北高等学校	普通科	共学	<u>880人</u>
	[略]				[略]		

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

## さいたま市教育委員会規則第3号

### さいたま市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立小・中学校管理規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(休業日等) 第3条 [略] (1)～(2) [略] <u>(3) さいたま市民の日条例（令和3年さいたま市条例第1号）に規定する日</u> <u>(4)</u> [略] <u>(5)</u> [略] <u>(6)</u> [略] <u>(7)</u> [略] <u>(8)</u> [略] <u>(9)</u> [略] 2 校長は、前項第 <u>6</u> 号、第 <u>7</u> 号又は第 <u>9</u> 号の規定により休業日を定めるときは、あらかじめ委員会と協議し、休業日を除く日（以下「授業日」という。）が、原則として205日以上になるように定めなければならない。 3～4 [略]	(休業日等) 第3条 [略] (1)～(2) [略] (3) [略] (4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] 2 校長は、前項第 <u>5</u> 号、第 <u>6</u> 号又は第 <u>8</u> 号の規定により休業日を定めるときは、あらかじめ委員会と協議し、休業日を除く日（以下「授業日」という。）が、原則として205日以上になるように定めなければならない。 3～4 [略]

### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

## さいたま市教育委員会規則第4号

### さいたま市立高等学校通則の一部を改正する規則

さいたま市立高等学校通則（平成13年さいたま市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(休業日) 第7条 [略] (1)～(2) [略] <u>(3) さいたま市民の日条例（令和3年さいたま市条例第1号）に規定する日</u> <u>(4)</u> [略] <u>(5)</u> [略] <u>(6)</u> [略] <u>(7)</u> [略] <u>(8)</u> [略] <u>(9)</u> [略] <u>(10)</u> [略] 2 前項第 <u>6</u> 号から第 <u>10</u> 号までの休業日の日数の合計は、学年を通じて70日以内とする。 3 校長は、第1項第 <u>6</u> 号から第 <u>10</u> 号までの休業日を定め、あらかじめ委員会に届けなければならない。 4～5 [略]	(休業日) 第7条 [略] (1)～(2) [略] <u>(3)</u> [略] <u>(4)</u> [略] <u>(5)</u> [略] <u>(6)</u> [略] <u>(7)</u> [略] <u>(8)</u> [略] <u>(9)</u> [略] 2 前項第 <u>5</u> 号から第 <u>9</u> 号までの休業日の日数の合計は、学年を通じて70日以内とする。 3 校長は、第1項第 <u>5</u> 号から第 <u>9</u> 号までの休業日を定め、あらかじめ委員会に届けなければならない。 4～5 [略]

### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

## さいたま市教育委員会規則第5号

### さいたま市立中等教育学校管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立中等教育学校管理規則（平成31年さいたま市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(休業日) 第7条 [略] (1)～(2) [略] <u>(3) さいたま市民の日条例（令和3年さいたま市条例第1号）に規定する日</u> <u>(4)</u> [略] <u>(5)</u> [略] <u>(6)</u> [略] <u>(7)</u> [略] <u>(8)</u> [略] <u>(9)</u> [略] <u>(10)</u> [略] 2 前項第 <u>6</u> 号から第 <u>10</u> 号までの休業日の日数の合計は、学年を通じて70日以内とする。 3 校長は、第1項第 <u>6</u> 号から第 <u>10</u> 号までの休業日を定め、あらかじめ委員会に届け出なければならない。 4～5 [略]	(休業日) 第7条 [略] (1)～(2) [略]  (3) [略] (4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] 2 前項第 <u>5</u> 号から第 <u>9</u> 号までの休業日の日数の合計は、学年を通じて70日以内とする。 3 校長は、第1項第 <u>5</u> 号から第 <u>9</u> 号までの休業日を定め、あらかじめ委員会に届け出なければならない。 4～5 [略]

### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第6号

さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

さいたま市教育委員会事務局組織規則（平成15年さいたま市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(事務分掌)</p> <p>第3条 前条に規定する部、課及び室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>学校教育部 学事課 (1)～(15) [略] (16) 部内の他課の所管に属さない事項に関する<u>こと。</u></p> <p>[略]</p> <p>生涯学習部 生涯学習振興課 (1)～(8) [略]</p> <p>(9) 社会教育関係団体との連絡調整に関する<u>こと。</u></p> <p>(10) 生涯学習総合センター、中央図書館、青少年宇宙科学館及びうらわ美術館との連絡調整に関する<u>こと。</u></p> <p>(11) 青少年関係事務の連絡調整に関する<u>こと。</u></p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第3条 前条に規定する部、課及び室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>学校教育部 学事課 (1)～(15) [略] (16) 部内の他課(課内室を含む。)の所管に属さない事項に関する<u>こと。</u></p> <p>[略]</p> <p>生涯学習部 生涯学習振興課 (1)～(8) [略] (9) <u>スクールサポートネットワーク推進事業に関する<u>こと。</u></u></p> <p>(10) <u>チャレンジスクール推進事業に関する<u>こと。</u></u></p> <p>(11) <u>中学生職場体験事業に関する<u>こと。</u></u></p> <p>(12) <u>「自分発見!」チャレンジupさいたま事業に関する<u>こと。</u></u></p> <p>(13) <u>「すくすくのびのび子どもの生活習慣向上」キャンペーン事業に関する<u>こと。</u></u></p> <p>(14) 社会教育関係団体との連絡調整に関する<u>こと。</u></p> <p>(15) 生涯学習総合センター、中央図書館、青少年宇宙科学館及びうらわ美術館との連絡調整に関する<u>こと。</u></p> <p>(16) 青少年関係事務の連絡調整に関する<u>こと。</u></p>

- (12) 部内の業務委託に係る入札(他の所管に属するものを除く。)に関する事
- (13) 部内の連絡調整に関する事
- (14) 部内の他課の所管に属さない事項に関する事

[略]

- (17) 部内の業務委託に係る入札(他の所管に属するものを除く。)に関する事
- (18) 部内の連絡調整に関する事
- (19) 部内の他課(課内室を含む。)の所管に属さない事項に関する事

[略]

## 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

## さいたま市教育委員会規則第7号

さいたま市教育委員会押印を求める手続の見直しのための関係規則の整備に関する規則

(さいたま市授業料等徴収条例施行規則の一部改正)

第1条 さいたま市授業料等徴収条例施行規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する

別記様式（第5条関係）中「㊟」を削る。

(さいたま市立高等学校通則の一部改正)

第2条 さいたま市立高等学校通則（平成13年さいたま市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

様式第2号から様式第4号中「㊟」を削る。

また、様式第2号中

「備考 1 志願者が未成年の場合は、本人の押印を省略することができる。」  
を削除し、

「備考 2 志願者が成年の場合は、本人が押印し、保護者に関する欄の記入を省略することができる。」

を

「備考 1 志願者が成年の場合は、保護者に関する欄の記入を省略することができる。」

に改める。

さらに、様式第3号中

「備考 1 生徒の氏名、生年月日等は、戸籍抄本又は住民票の抄本により正確に記入すること。

2 保護者は、入学願書に記入した者とする事。

3 保証人は、独立した生計を営む成年者であること。」

を

「備考 1 生徒の氏名、生年月日等は、戸籍抄本又は住民票の抄本により正確に記入すること。

2 保護者は、入学願書に記入した者とする事。

3 保証人は、独立した生計を営む成年者であること。

注 』

に改め、様式第4号中

- 「備考 1 生徒の氏名、生年月日等は、戸籍抄本又は住民票の抄本により正確に記入すること。  
2 保証人は、独立した生計を営む成年者であること。」

を

- 「備考 1 生徒の氏名、生年月日等は、戸籍抄本又は住民票の抄本により正確に記入すること。  
2 保証人は、独立した生計を営む成年者であること。」

注 』

に改める。

(さいたま市学校災害救済給付金条例施行規則の一部改正)

第3条 さいたま市学校災害救済給付金条例施行規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号及び様式第4号中

「氏名 ㊟」を

「氏名 」に改める。

(さいたま市青少年宇宙科学館条例施行規則の一部改正)

第4条 さいたま市青少年宇宙科学館条例施行規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中 「

代表者氏名	㊟ 電話（ ）
-------	---------

」を

「

代表者氏名	電話（ ）
-------	-------

」に改める。

(さいたま市うらわ美術館条例施行規則の一部改正)

第5条 さいたま市うらわ美術館条例施行規則（平成13年教育委員会規則第42号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号、様式第4号、様式第7号、様式第9号及び様式第10号中「㊟」を削る。

(さいたま市文化財保護条例施行規則の一部改正)

第6条 さいたま市文化財保護条例施行規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第49号）の一部を次のように改正する。

様式第2号から様式第10号、様式第14号から様式第18号及び様式第22号から様式第24号までの規定中

「氏名 ㊟」を

「氏名 に改める。

注

」

様式第11号中

「代表責任者 ㊟」を

「代表責任者 に改める。

注

」

に改める。

様式第12号中「㊟」を削り、

「 に改める。

注

」

に改める。

様式第19号から様式第21号までの規定中

「名称 ㊟」を

「名称 に改める。

注

」

(さいたま市博物館の登録に関する規則の一部改正)

第7条 さいたま市博物館の登録に関する規則（平成27年さいたま市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

様式第2号から様式第4号までの規定中「設置者代表職氏名 ㊟」を

「設置者代表職氏名 に改める。

注

」



様式第4号（裏）中

「

受付及び支給年月日			支給日数及び支給額			給付 残日数	取扱 者印				
支給経過 (基本手当に相当する退職手当)	1	受付	年	月	日	年	月	日から	日分		
		支給	年	月	日	年	月	日まで	円		
	2	受付	年	月	日	年	月	日から	日分		
		支給	年	月	日	年	月	日まで	円		
	3	受付	年	月	日	年	月	日から	日分		
		支給	年	月	日	年	月	日まで	円		
	4	受付	年	月	日	年	月	日から	日分		
		支給	年	月	日	年	月	日まで	円		
	5	受付	年	月	日	年	月	日から	日分		
		支給	年	月	日	年	月	日まで	円		
	6	受付	年	月	日	年	月	日から	日分		
		支給	年	月	日	年	月	日まで	円		
	7	受付	年	月	日	年	月	日から	日分		
		支給	年	月	日	年	月	日まで	円		
	8	受付	年	月	日	年	月	日から	日分		
		支給	年	月	日	年	月	日まで	円		
	9	受付	年	月	日	年	月	日から	日分		
		支給	年	月	日	年	月	日まで	円		
	10	受付	年	月	日	年	月	日から	日分		
		支給	年	月	日	年	月	日まで	円		
支給経過 (その他)	受付及び支給年月日			支給内容				取扱 者印			
	1	受付	年	月	日			円			
		支給	年	月	日						
	2	受付	年	月	日			円			
		支給	年	月	日						
	3	受付	年	月	日			円			
		支給	年	月	日						
	4	受付	年	月	日			円			
		支給	年	月	日						
	5	受付	年	月	日			円			
支給		年	月	日							
待期日数の期間内に打切りとなった場合			打切りとなった日 年 月 日			その理由					
給付残日数があるうちに打切りとなった場合			打切りとなった日 年 月 日			その理由					
備考											

を

」

受付及び支給年月日			支給日数及び支給額			給付 残日数		
支給経過 (基本手当に相当する退職手当)	1	受付	年	月	日	年 月 日から	日分	日
		支給	年	月	日	年 月 日から	円	
	2	受付	年	月	日	年 月 日から	日分	日
		支給	年	月	日	年 月 日から	円	
	3	受付	年	月	日	年 月 日から	日分	日
		支給	年	月	日	年 月 日から	円	
	4	受付	年	月	日	年 月 日から	日分	日
		支給	年	月	日	年 月 日から	円	
	5	受付	年	月	日	年 月 日から	日分	日
		支給	年	月	日	年 月 日から	円	
	6	受付	年	月	日	年 月 日から	日分	日
		支給	年	月	日	年 月 日から	円	
	7	受付	年	月	日	年 月 日から	日分	日
		支給	年	月	日	年 月 日から	円	
	8	受付	年	月	日	年 月 日から	日分	日
		支給	年	月	日	年 月 日から	円	
	9	受付	年	月	日	年 月 日から	日分	日
		支給	年	月	日	年 月 日から	円	
	10	受付	年	月	日	年 月 日から	日分	日
		支給	年	月	日	年 月 日から	円	
支給経過 (その他)	受付及び支給年月日			支給内容				
	1	受付	年	月	日		円	
		支給	年	月	日			
	2	受付	年	月	日		円	
		支給	年	月	日			
	3	受付	年	月	日		円	
		支給	年	月	日			
	4	受付	年	月	日		円	
		支給	年	月	日			
	5	受付	年	月	日		円	
支給		年	月	日				
待期日数の期間内に打切りとなった場合		打切りとなった日		その理由				
		年 月 日						
給付残日数があるうちに打切りとなった場合		打切りとなった日		その理由				
		年 月 日						
備考								

に改める。

」

様式第5号、様式第6号及び第8号中「㊟」を削る。

様式第9号中

「申請者氏名\_\_\_\_\_㊟」を

「申請者氏名\_\_\_\_\_」に改める。

様式第10号中

「受給資格者氏名\_\_\_\_\_㊟」を

「受給資格者氏名\_\_\_\_\_」に改める。

様式第11号中

「受給資格者氏名\_\_\_\_\_㊟」を

「受給資格者氏名\_\_\_\_\_」に改める。

様式第12号中

「受給資格者氏名\_\_\_\_\_㊟」を

「受給資格者氏名\_\_\_\_\_」に改める。

様式第13号（表）中

「申請者氏名\_\_\_\_\_㊟」を

「申請者氏名\_\_\_\_\_」に改める。

様式第14号（裏）中

月日	支給日数	支給金額	摘要	取扱者印
・				
・				
・				
・				
・				
・				
・				
・				
・				
・				
・				
・				
・				
・				

を

」

月日	支給日数	支給金額	摘要
.			
.			
.			
.			
.			
.			
.			
.			
.			
.			
.			
.			
.			
.			

に改める。

様式第 15 条中

「高年齢受給資格者氏名 \_\_\_\_\_ ⑩」を  
 「高年齢受給資格者氏名 \_\_\_\_\_ 」に改める。

様式第 16 号（裏）中

月日	支給日数	支給金額	摘要	取扱者印
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				

を



(さいたま市立中等教育学校管理規則の一部改正)

第9条 さいたま市立中等教育学校管理規則（平成31年さいたま市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第3号中「㊟」を削る。

また、様式第2号

- 「備考 1 生徒の氏名、生年月日等は、戸籍抄本又は住民票の抄本により正確に記入すること。
- 2 保護者は、入学願書に記入した者とする事。
- 3 保証人は、独立した生計を営む成年者であること。」

を

- 「備考 1 生徒の氏名、生年月日等は、戸籍抄本又は住民票の抄本により正確に記入すること。
- 2 保護者は、入学願書に記入した者とする事。
- 3 保証人は、独立した生計を営む成年者であること。

注 』

に改め、様式第3号

- 「備考 1 生徒の氏名、生年月日等は、戸籍抄本又は住民票の抄本により正確に記入すること。
- 2 保証人は、独立した生計を営む成年者であること。」

を

- 「備考 1 生徒の氏名、生年月日等は、戸籍抄本又は住民票の抄本により正確に記入すること。
- 2 保証人は、独立した生計を営む成年者であること。

注 』

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

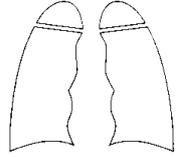
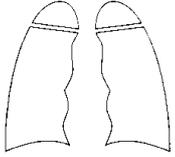
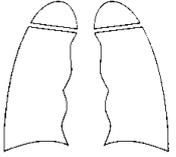
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

さいたま市教育委員会規則第8号

さいたま市教職員健康審査会条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員健康審査会条例施行規則（平成15年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号を次のように改める。

学校名		職 名		男 ・ 女						
氏 名		年 月 日生		才						
住 所		現在居住地								
病 名		発病年月日		年 月 日						
		発見方法		検診 医療機関受診 その他 ( )						
病	既往症	病 名		発病年月日		過去の治療期間				
				年 月 日		年 月 日 ~ 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日				
		ツベルクリン反応		年 月 日		陽 性				
		B C G 接種		年 月 日		接 種				
歴	現在の治療及び経過	入院	自 年 月 日 至 年 月 日	通院	自 年 月 日 至 年 月 日	医療機関名				
		化学療法	薬品名		使用期間	年 月 日から 年 月 日まで				
		外科的療法	( 年 月 日 医療機関名 )							
現	赤沈検査	検査年月日	1時間	2時間	検査年月日	1時間	2時間	検査年月日	1時間	2時間
		・ ・	mm	mm	・ ・	mm	mm	・ ・	mm	mm
症	細菌検査	検査年月日	喀痰・その他 塗 抹 - + ++ ###	培 養	検査年月日	喀痰・その他 塗 抹 - + ++ ###	培 養	検査年月日	喀痰・その他 塗 抹 - + ++ ###	培 養
		検査年月日			検査年月日			検査年月日		
所	感受性検査 その他の検査	検査年月日		検査年月日		検査年月日				
		・ ・		・ ・		・ ・				
見	エックス線 所 見	発病時		中間時		最近のもの		断層所見又はCT所見		
										
見	自覚症状 そ の 他									
		安静度	度		肺活量	CC				

上記のとおり診断いたします。

年 月 日

医療機関名

住 所

診 療 科

医 師 名

注 本人(医師)が手書きしない場合は、記名押印してください。

注1 必要部数は、コピーして使用してください。

2 筆記用具は黒色を用い、はっきり読みやすい文字で記入してください。

学 校 名		職 名		男 ・ 女
氏 名		年 月 日 生		才
住 所		現在居住地		
病 名		合 併 症 既 往 症		
	ICD-10 コード F-____			
発病以来の症状 及び経過	推定発病年月： 年 月 ・ 不詳	入院歴	有 ・ 無	
	初診年月日： 年 月 日	治療歴	有 ・ 無	
		現在の治療状況		
		1 治療継続中（1入院 ・ 2通院） 2 経過観察中 3 その他（ ）		
現在の症状	現在の症状	投薬の種類及び量		
現在の症状	検査・治療内容			
問 題 点				
将来の見込・勤務 に関する意見	<p>※現時点について下記1～4のいずれかに○を付け、必要な項目を記入してください。また、補足がありましたら下の欄に記載してください。</p> <p>1 要休業（ 年 月 日頃まで） 2 復職可能（ 年 月 日から） 3 職場リハビリテーションの実施： 可 ・ 否 4 勤務の継続： 支障なし ・ 支障あり</p> <p>補足事項</p>			

上記のとおり診断いたします。

年 月 日

医療機関名

住 所

診 療 科

医 師 名

注 本人(医師)が手書きしない場合は、記名押印してください。

注1 必要部数は、コピーして使用してください。

2 筆記用具は黒色を用い、はっきり読みやすい文字で記入してください。

学 校 名		職 名		男 ・ 女
氏 名	年 月 日生			才
住 所	現在居住地			
病 名			合 併 症 既 往 症	※病名、発病年月日、治療状況（治癒、治療中等）を記載してください。
発病以来の症状 及び経過	推定発病年月： 年 月 ・ 不詳		入院歴	有 ・ 無
	初診年月日： 年 月 日		治療歴	有 ・ 無
	発見方法：健診・医療機関受診・その他（ ）		現在の治療状況	
			1 治療継続中（1入院 ・ 2通院） 2 経過観察中 3 その他（ ）	
現在の症状	現在の症状		主な検査成績	
	検査・治療内容	年 月 日	項 目	結 果
		・	・	
		・	・	
		・	・	
		・	・	
		・	・	
問題点				
将来の見込・勤務 に関する意見	※現時点について下記1～3のいずれかに○を付け、必要な項目を記入してください。また、補足がありましたら下の欄に記載してください。 1 要休業（ 年 月 日頃まで） 2 復職可能（ 年 月 日から） 3 勤務の継続： 支障なし ・ 支障あり			
	補足事項	復職・病状報告の場合に記入してください。出張制限 無・有（出張制限の程度： ）		

上記のとおり診断いたします。

年 月 日

医療機関名

住 所

診 療 科

医 師 名

注 本人(医師)が手書きしない場合は、記名押印してください。

注1 必要部数は、コピーして使用してください。

注2 筆記用具は黒色を用い、はっきり読みやすい文字で記入してください。

注3 検査成績は、「主要検査成績」欄に記入するか、検査成績書(コピー可)を添付してください。

学 校 名				職 名			免 許 教 科			
ふ り が な				職員番号	生年月日		年 月 日生			
氏 名										
住 所				性 別	男 ・ 女		年 令	才		
休 職 内 申 期 間	自	年 月 日			至	年 月 日				
1 症状発生以来の状態										
2 家庭の環境 〔家庭の状況、病気への理解、協力等〕										
3 症状発生前及び発生後の勤務態度並びに生活態度 〔特に目立った行動は、日時・場所等を具体的に記入〕										
4 復職に関する希望 (復職時に限る)	学 校 長 等									
	本 人 (学校長等が記入)									
5 特に問題となる点										
6 備 考										

年 月 日

学 校 名

学校長等氏名

注1 必要部数は、コピーして使用してください。

注2 休職更新、復職及び病状報告における既休職期間その他補足事項は、「備考」欄に記入してください。

注3 病状報告の勤務態度並びに生活態度は、「3」欄の「症状発生前及び発生後」を「復職後」と読み替えて記入してください。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

## さいたま市教育委員会規則第9号

さいたま市教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教育職員の特殊勤務手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(教員特殊業務手当) 第2条 条例第18条第3項の教育委員会規則で定める額は、従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)～(3) [略] (4) 条例第18条第3項第4号の業務 <u>2, 7</u> <u>00円</u> (5) [略]	(教員特殊業務手当) 第2条 条例第18条第3項の教育委員会規則で定める額は、従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)～(3) [略] (4) 条例第18条第3項第4号の業務 <u>3, 6</u> <u>00円</u> (5) [略]

### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第10号

さいたま市立館岩少年自然の家附属職員宿舎管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立館岩少年自然の家附属職員宿舎管理規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第37号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号(第3条関係)

職員宿舍入居届

年 月 日

さいたま市立館岩少年自然の家所長 様

職 名

氏 名

年 月 日付けで職員宿舍に入居しましたので届け出ます。

入居者氏名	続き柄	年齢	備 考

様式第2号(第9条関係)

職員宿舎退居届

年 月 日

さいたま市立館岩少年自然の家所長 様

職 名

氏 名

年 月 日付けで職員宿舎を退居したいので届け出ます。

## 附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。